## アメリカにおける電子たばこ規制

国立国会図書館 調査及び立法考査局 海外立法情報課 井樋 三枝子

#### 【目次】

はじめに

- I アメリカのたばこ規制
  - 1 条約、連邦法及び州法の関係
  - 2 連邦におけるたばこ規制
- II 連邦による電子たばこ規制
  - 1 電子たばこ規制の経緯
  - 2 FDA の規則制定の告知及びパブリックコメント の募集

おわりに

#### はじめに

昨今、世界的にもたばこ規制が強化される中、アメリカでは、電子たばこが注目を集めるようになっている<sup>(1)</sup>。連邦食品医薬品局(Food and Drug Administration 以下、「FDA」という。)によると、電子たばこと呼ばれるものは、一般的に、たばこ葉等から作成するニコチンに香料等を混ぜた溶剤を、電気を利用し気化した蒸気を

摂取する製品であり、多くは紙巻きたばこ、葉巻、パイプたばこ等の従来からある喫煙具を模した外観を有するものである<sup>(2)</sup>。燃焼性の装置でないため、紙巻きたばこ等で問題となるタールや有害な副流煙の発生が少ないことから、通常のたばこよりも健康被害が少ないという意見<sup>(3)</sup>がある一方、電子たばこによる健康被害に関する研究はいまだ少なく、危険性を軽く見るべきではないという意見<sup>(4)</sup>もある。また、電子たばこの溶剤には、フルーツやお菓子等の様々な風味が添加されているものも多いため、若年層が手に取りやすいという危惧や、このような若年層が電子たばこを経て、たばこの喫煙へと進む危険性を指摘する意見もある<sup>(5)</sup>。

アメリカでは、FDAにたばこ規制権限を持たせるか否か、あるいはたばこの利用年齢を連邦法で制限すべきか否かについて、連邦法の制定が長く滞っていた。また、現在でも電子たばこについて、連邦による規制は存在しない<sup>(6)</sup>。

様々な紆余曲折を経た結果、たばこの連邦に よる規制に関しては、2009年6月22日に2009

- (4) op.cit. (2)
- (5) op.cit. (3), p.4.
- (6) そのため、独自に電子たばこに関する法規制を行う州も多い。各州における電子たばこ規制については、加藤慶一「電子タバコに係る規制と課税―アメリカにおける動向を中心に―」『調査と情報 -Issue Brief-』828号, 2014.8.26, pp.2-3. 〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\_8735679\_po\_0828.pdf?contentNo=1〉; "Alternative Nicotine Products: Electronic Cigarettes," May 27, 2014. NCSL(全米州議会議員連盟)ウェブサイト〈http://www.ncsl.org/research/health/alternative-nicotine-products-e-cigarettes.aspx〉等に詳しい。

<sup>(1) 2012</sup> 年の調査において、アメリカの電子たばこ使用者数は、250万人に上ると言われている。Wells Fargo Securities, LLC, Equity Research Department, "Tobacco Talk Survey: e-cigarettes A Promising Opportunity," *Equity Research*, May 17, 2012, p.1. 〈http://www.stevevape.com/wp-content/uploads/2012/05/E-Cigs-A-Promising-Opportunity. pdf〉以下、インターネット情報は、2014 年 8 月 31 日現在である。

<sup>(2)</sup> Electronic Cigarettes (e-Cigarettes). \( \text{http://www.fda.gov/newsevents/publichealthfocus/ucm172906.htm} \)

<sup>(3) &</sup>quot;Deeming Tobacco Products To Be Subject to the Federal Food, Drug, and Cosmetic Act, as Amended by the Family Smoking Prevention and Tobacco Control Act; Regulations on the Sale and Distribution of Tobacco Products and Required Warning Statements for Tobacco Products," Federal Register, vol. 79 no. 80, 2014.4.25, pp.23143, 23147. (http://www.gpo.gov/fdsys/pkg/FR-2014-04-25/pdf/2014-09491.pdf)

年家族喫煙防止及びたばこ規制法(以下、「連邦たばこ規制法」という。) $^{(7)}$ が成立し、「たばこ製品」(第 $\mathbb{I}$ 章1及び表2において詳述。電子たばこも、これに含まれると解釈できる。)の規制権限の所在や未成年者へのシガレット等(紙巻きたばこや無煙たばこ等を指す。第 $\mathbb{I}$ 章2及び表2において詳述。)の販売禁止が規定されることとなった。

さらに 2014 年 4 月 24 日、電子たばこを含む「たばこ製品」について、FDA が行政規則案を告知し、パブリックコメントを募集した。

本稿では、アメリカにおける連邦のたばこ規制法制、電子たばこの位置付け及び連邦の電子 たばこ規制をめぐる動向を概説する(連邦によるたばこ規制の経緯全般については、表1を参照。)。

#### I アメリカのたばこ規制

#### 1 条約、連邦法及び州法の関係

喫煙による健康被害の拡大について、世界的に認識が共有されるにつれ、世界保健機関が加盟国に対し、総合的なたばこ対策の実施を呼びかけ、たばこ規制に関する枠組条約の作成が目指されることとなった。この試みが実を結び、2003年5月21日に、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(以下、「たばこ規制枠組条約」という。)(8)が採択された。しかし、この条約の取りまとめに中心的役割を果たしていたアメリカは、ジョージ・W・ブッシュ(George

W. Bush) 政権時に、国内での条約批准に失敗した。

たばこ規制枠組条約は、①未成年者の喫煙禁止、②たばこの包装、ラベル等における健康被害の警告表示の義務化及びその要件、③たばこ広告、販売促進活動等の全面禁止、④屋内の職場、公共の輸送機関等の屋内の公共の場における受動喫煙からの保護を主な内容とする。

アメリカにおいては、次節で述べるとおり、 たばこの規制に関しては産業界から大きな反発 があり、連邦による規制法の制定が長年の懸案 となっていたが、2009年の連邦たばこ規制法 の制定により、おおむね、③及び④以外につい ては、連邦としての規制が行われることとなっ た。ただし、①や④については、連邦法制定に 先んじ、独自に州法により規制する州も多く あった<sup>(9)</sup>。なお、このような州法と 2009 年制 定の連邦たばこ規制法との関係については、連 邦たばこ規制法第203条に規定が置かれており、 「たばこ製品」につき、州及び自治体(部族政 府を含む)の政府が連邦法に規定していない側 面における規制を行うことを妨げないこと、こ れまでの州法上の規制も、この限りにおいて有 効であること等が定められている。

#### 2 連邦におけるたばこ規制

#### (1) 従前の規制

たばこに関しては、税及び関税並びに広告及び公正取引の側面については、従来から連邦の 規制が行われており、前者は財務省アルコール

<sup>(7)</sup> Family Smoking Prevention and Tobacco Control Act, P.L.111-31. 連邦食品医薬品化粧品法 (Food, Drug, and Cosmetic Act (FDCA), P.L. 75-717, 21 U.S.C. 301 et seq.) に、たばこ規制に関する第9章を新設することを主な内容とする法律。

<sup>(8)</sup> WHO Framework Convention on Tobacco Control, May 21, 2003.

<sup>(9)</sup> 例えば、2013 年 2 月現在の、屋内の公共の場における禁煙を法制化した州の一覧として、State Smoke-Free Laws and Health, 2013.2. NCSL(全米州議会議員連盟)ウェブサイト〈http://www.ncsl.org/research/health/enacted-indoor-smoke-free-laws.aspx〉がある。連邦政府関連施設内における喫煙制限については、すでにクリントン大統領が、1997 年 8 月 9 日に「連邦政府の被用者を受動喫煙から保護するため、連邦行政府の施設における喫煙について規制を行う大統領令」(Protecting Federal Employees and the Public From Exposure to Tobacco Smoke in the Federal Workplace, E.O. 13058)を発令している。

たばこ火器取締局(現在は、財務省酒類たばこ 税貿易管理局に改組。)<sup>(10)</sup>が、後者は、連邦取引 委員会(Federal Trade Commission 以下、「FTC」 という。)が所管してきた。

財務省酒類たばこ税貿易管理局が所管するたばこ製品は、シガレット<sup>(11)</sup>、葉巻、噛みたばこ、嗅ぎたばこ、パイプたばこ及び手巻きたばことされており、これらの生産及び輸出入を行う者は、まず同局へ申請をし、許可を得る必要がある<sup>(12)</sup>。

広告一般に関する規制は、FTC が所管していることから、たばこの包装、ラベル、広告等についても同様に FTC の所管とされてきた(<sup>[3]</sup>。

#### (2) FDA によるたばこ規制の試み

連邦によるたばこ規制に対するたばこ産業界からの反発は激しく、これを受け、連邦議会でも、共和党議員らが、たばこを規制する連邦法の制定に反対の立場をとり続けてきた<sup>(14)</sup>。その

ような中、たばこによる健康被害、特に若年層 の喫煙を問題視して、連邦政府による規制に大 きく乗り出したのはビル・クリントン(Bill Clinton) 政権であった。クリントン大統領は、 1995年8月10日、前年発表のたばこの危険性 からの若年層の保護に関する大統領計画をさら に進めて、たばこに含まれるニコチンが、連邦 食品医薬品化粧品法<sup>[5]</sup>で定める「薬品」である という解釈に基づき、FDAが、たばこを規制 する権限を有していることを確認する声明を出 した<sup>(16)</sup>。そして、FDA を所管する連邦保健福祉 長官に、たばこ規制に関する行政規則を発令さ せると発表した。これを受け、同長官は1986 年包括的無煙たばこ健康教育法(17)を根拠に、 1995年2月、18歳未満の者のたばこの購入の 禁止等を内容とする行政規則案を発表しい、 1996年8月には、児童及び青少年保護のため シガレット及び無煙たばこの販売及び流通を規 制する行政規則として、これを発令した(19)。す

- (10) 2002 年国土安全保障省法(Homeland Security Act of 2002, P.L.108-7)に基づく国土安全保障省設置の際の省庁 再編時に、租税や許認可を担当する財務省酒類たばこ税貿易管理局(Alcohol and Tobacco Tax and Trade Bureau: TTB)と法執行を担当する司法省アルコール・たばこ・火器及び爆発物取締局(Bureau of Alcohol, Tobacco, Firearms and Explosives: ATF)に分割された。
- (11) 1966 年連邦シガレット表示及び広告法(Federal Cigarette Labeling and Advertising Act of 1966, 15 U.S.C. 1331-1340, as amended)第3条(1)におけるシガレットの定義は、「紙若しくはたばこを含まないもので巻いたたばこ又はたばこを含んだもので巻いたたばこで、いわゆる紙巻きたばことよく似た外観のもの」である。
- (12) 26 U.S.C. 5701 et seq.
- (13) FTC は、連邦取引委員会法第5条 (Federal Commission Act, 15 U.S.C. 45) に基づき、1966 年連邦シガレット表示 及び広告法等で規定されるたばこの包装、ラベル、広告等における健康被害に関する警告表示につき所管していた。
- (14) "Proposals for Comprehensive Tobacco Legislation: Statement of William B. Schultz, Deputy Commissioner for Policy, Food and Drug Administration, Department of Health and Human Services, before the Senate Committee on Labor and Human Resources February 10, 1998." (http://www.fda.gov/newsevents/testimony/ucm115127.ht); Remarks by the President on Tobacco Settlement Review. (http://clinton2.nara.gov/WH/New/html/tobaccorem.html)
- (15) *op.cit* (7)
- (16) "Statements by President Bill Clinton and the US Food and Drug Administration on regulations to restrict the marketing, sale, and distribution of tobacco to children," *Tobacco Control*, 1995 (4), p.299. (http://tobaccocontrol.bmj.com/content/4/3/299.full.pdf)
- (17) Comprehensive Smokeless Tobacco Health Education Act of 1986, P.L. 99-252. これ以前のたばこによる健康被害に関する警告表示を義務付ける連邦法としては、包括的喫煙教育法(Comprehensive Smoking Education Act of 1984, P.L. 98-474)等がある。
- (18) "Regulations Restriction the Sale and Distribution of Cigarettes and Smokeless Tobacco Products To Protect Children and Adolescents," *Federal Register*, vol.60 no.155, 1995.8.11, p.41314.
- (19) "Regulations Restriction the Sale and Distribution of Cigarettes and Smokeless Tobacco Products To Protect Children and Adolescents," *Federal Register*, vol.61 no.168, 1996.8.28, pp.44615-44618.

るとこれに対抗し、たばこ産業界は、行政規則 は違憲であるとして連邦裁判所に訴訟を提起し た。2000年4月、連邦最高裁は、連邦食品医 薬品化粧品法の規定や連邦議会の動向からみて、 FDA は当該行政規則を制定し、規制を行う権 限を有するとは認められず、当該行政規則は無 効であるとする判決を下した<sup>(20)</sup>。

この判決を受け、連邦議会では、FDAにたばこ規制権限を明確に付与するための連邦法制定が目指された。しかし、前述のとおり、利害関係者からの反対は根強く、特に中小のたばこ企業は、健康問題を扱うFDAにたばこ規制権限を与えることは、たばこを「危険」な製品と規定することであると強く異議を唱えた<sup>(21)</sup>。

しかし、ついに 2009 年 6 月 22 日、若年層の 喫煙防止と国民の健康の保護を特に目的とし、 FDA に「たばこ製品」に関する規制権限を与え、 18 歳未満の者のへのシガレット等の販売を禁 止する連邦たばこ規制法が成立した。

連邦たばこ規制法の概要<sup>222</sup>については、表 2、表 3 及び表 4 に示すとおりである。

#### Ⅱ 連邦による電子たばこ規制

#### 1 電子たばこ規制の経緯

前述のように、近年アメリカでは、電子たば このようなニコチン摂取用の新製品の市場が急 速に拡大していたが、いわゆるたばこと同様、 これについても連邦政府としての規制や所管 省庁に関する明確な連邦法は存在していなかった。 そのような中、2008年にFDAは、電子たばこは、薬物であるニコチンを摂取するための医薬品及びその付属機器であるとの解釈をし、連邦食品医薬品化粧品法第5章の規定に基づき、FDAが規制権限を有するとして、特定業者の電子たばこの輸入につき、未承認の医療機器及び薬品であることを理由として差し止めた。当該輸入業者はこれに反対し、「電子たばこは『医薬品』ではなく、嗜好品である『たばこ』の一種である」と主張して連邦裁判所に訴訟を提起した。

2010年、連邦高等裁判所は、「電子たばこは 医薬品<sup>(23)</sup>ではなく、『ニコチンを摂取するため の嗜好品』である『たばこに類似する製品』で ある』と判断し、FDA の主張を退けた<sup>(24)</sup>。

しかし、FDA はこれに対して上告を行わなかった。前章 2 (2)において紹介した 2009 年制定の連邦たばこ規制法が、FDA が所管する連邦食品医薬品化粧品法に、「たばこ製品」に関する規制についての第9章を新設することを内容としていたためである。この「たばこ製品」とは、人間が摂取することを意図してたばこから作成され、又はたばこから抽出された(madeor derived from tobacco)全ての製品をいい、製品の構成要素、部分又は付属品を含むものである(連邦たばこ規制法第2章第201条 (rr)。ただし、同法第5章で規定する医薬品、医療機器等は除く。)。この定義に基づくと、FDA は連邦食品医薬品化粧品法上の医療機器として電子たばこを規制する権限は有していなくても、

<sup>(20)</sup> FDA v. Brown & Williams Tobacco corp., 529 U.S. 120, 120 S. Ct, 129.

<sup>(21)</sup> 井樋三枝子「【アメリカ】未成年の喫煙防止とたばこ規制に関する法案」『外国の立法』No.236-1, 2008.7. 〈http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1000233〉; 井樋三枝子「【アメリカ】 タバコの製品・広告規制権限を FDA に与え、強化する法案」『外国の立法』No.239-2, 2009.5. 〈http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/998878〉

<sup>(22)</sup> Overview of the Family Smoking Prevention and Tobacco Control Act: Consumer Fact Sheet. (http://www.fda.gov/TobaccoProducts/GuidanceComplianceRegulatoryInformation/ucm246129.htm)

<sup>(23)</sup> 禁煙やニコチン依存の治療等に用いるニコチン代替療法用のニコチン含有製品 (ニコパッチ等) については、連邦食品医薬品化粧品法第5章が適用される薬品や医療機器に該当する。

<sup>(24)</sup> Sottera v. FDA, 627 F 3d. 891 (D.C.Cir. 2010)

同法上の「たばこ製品」としての電子たばこの 規制権限を有していると解釈でき、FDAが電 子たばこの規制を行うことが可能となる<sup>(5)</sup>。

しかし、同法では、「たばこ製品」に対するFDAの規制権限と関連法令の適用を認めてはいるが、同法の適用対象は、たばこ製品の中でもシガレットや無煙たばこ等(表2参照)に限定されている<sup>260</sup>。これ以外の「たばこ製品」を連邦たばこ規制法の適用対象とし、FDAが具体的に規制を行うためには、連邦保健福祉長官が行政規則を定めて、連邦食品化粧品医薬品法に規定する「たばこ製品」の定義に該当するものとして「判断する(deeming)」必要がある<sup>270</sup>。

FDA は、2010年の連邦高裁判決以降、この行政規則の制定を目指してきたが、ついに2014年4月、以下で述べるように行政規則案が告知され、パブリックコメントの募集が行われることとなった。

# 2 FDA の規則制定の告知及びパブリックコメントの募集

#### (1) FDA による行政規則案の発表

2014年4月24日に行われた行政規則の制定の告知の公表と規則案へのパブリックコメントの募集<sup>288</sup>において、FDAは「たばこ製品」の範囲について、次の2種類の案を考慮している。

①これまで連邦食品医薬品化粧品法における 「たばこ製品」として、同法及び関連の行政規則 が適用されていたシガレット、無煙たばこ等以外で、同法第2章第201条(rr)の定義に当てはまる全ての製品(いわゆる「電子たばこ」も含まれると解釈できる)を「たばこ製品」と判断する案。②①から高級葉巻を除外したものを「たばこ

高級葉巻とは、小売価格が1本当たり10ドル以上であり、重さ、製法、原料等の様々な条件を満たす製品をいうが、連邦たばこ規制法の重要な目的である若年層の喫煙防止に照らすと、価格が高く、入手もしづらい高級葉巻につき、通常の紙巻きたばこ等と同等の規制を行う必要性を疑問視する意見があり、このような区分の

### (2) 行政規則案

必要性が取り上げられた。

製品」と判断する案。

今回の告知で提示されているものは、連邦行 政規則集第 21 編第 1100 部新設、第 1140 部一 部改正及び第 1143 部の新設である (表 5 参照)。 各部の概要は、次のとおりである<sup>(29)</sup>。

第1100 部では、シガレットや無煙たばこ等 以外の、FDA が規制対象とできる「たばこ製品」 について、何を「たばこ製品」であると「判断 する」かにつき定めることとし、前述のとおり、 ①「たばこ製品」の定義に該当する全ての製品 とする案と、②そこから高級葉巻を除外する案 の2案を提示している。

第1140部は、シガレットや無煙たばこの流

<sup>(25)</sup> U.S. Food and Drug Administration, "Stakeholder letter: Regulation of E-Cigarettes and Other Tobacco Products," 2011.4.25. (http://www.fda.gov/newsevents/publichealthfocus/ucm252360.htm)

<sup>(26)</sup> 連邦たばこ規制法第1章第102条は、クリントン政権時に制定され、最高裁で違憲とされたたばこ規制に関する行政規則を再制定する旨を規定している。この行政規則の対象が、シガレット、シガレットたばこ、手巻きたばこ及び無煙たばこであった。

②7 連邦食品化粧品医薬品法第9章第901条(b)

<sup>28)</sup> パブリックコメントは 75 日間募集される予定であったが(*op.cit.* (3), p.23142.)、利害関係者からの要望を受け、当初の締切 2014 年 7 月 9 日は、最終的に 2014 年 8 月 8 日まで延長された。 "Federal Register Notice: Deeming Tobacco Products To Be Subject to the Federal Food, Drug, and Cosmetic Act; Extension of Comment Period," Jun. 24, 2014. 〈http://www.fda.gov/downloads/TobaccoProducts/Labeling/UCM402173.pdf〉

<sup>(29)</sup> 連邦行政規則集(Code of Federal Regulations; CFR) は、部や条文の番号が飛んでいる場合がある。現行の第21編第K節「たばこ製品」は、第1107部、第1140部、第1141部となっており、第1100部~第1106部、第1108部~第1139部等は存在しない。

通、販売等についての規制を定めるものであり、18歳未満の者に対する販売禁止、販売方法を対面販売に限り自動販売機による販売を禁止(ただし、入場が成人に限定される施設に設置する場合を除く)、試供品配布の禁止(ただし、無煙たばこについては、入場が成人に限定される施設においては可)等を内容としていた。

今回、新たにFDAが「たばこ製品」と判断するものの中には、シガレット等が製品のほぼ全体にたばこ又はニコチンを含んでいることと比べ、たばこ又はニコチンをまったく含まない部分又は構成要素が存在するものもあることから、「たばこ製品」から、たばこ又はニコチンを含んでいない部分又は構成要素を除外したものを、別途、「対象たばこ製品」という用語で定義し、これに対し、第1140部の従来の規定でシガレット等に課せられていた制限のうち、試供品配布禁止を除いたものを小売店に課す規定を提案している。

第1143 部は、包装や広告に表示が義務付けられる健康被害等に関する警告について定める。この警告表示は、これまではシガレット及び無煙たばこに義務付けられていたが、これを葉巻以外の「対象たばこ製品」に拡大するとともに、葉巻については、独自の文言の警告表示を義務付ける規定を置くことを提案している。また、葉巻を含めた全ての製品に対し、新たにニコチンに依存性や精神活性作用があることに関する警告表示を義務付けることを提案している<sup>(30)</sup>。

#### (3) パブリックコメントにおける論点

今回の行政規則案の告知において、FDAは、 大きく次の点について意見を求めた。

(i) 電子たばこ

- (a) 電子たばこは、添加される風味の多彩 さが製品の特質及び魅力となっているが、 風味付きの電子たばこが、若年層の電子 たばこ利用を増加させる可能性を踏まえ、 これを禁止すべきか否か<sup>(31)</sup>。
- (b) 電子たばこのような非燃焼性のたばこ 製品は、シガレット、葉巻等の燃焼性の たばこ製品よりも発がん性が低く、受動 喫煙被害も少ないという主張に基づき、「たばこ製品」としての規制に何らかの 区別を設けるべきか否かについて。その他、電子たばこ利用者がシガレット等の 喫煙へと移行する可能性、その逆に、シガレット等の喫煙者が電子たばこに移行し、禁煙する可能性等に関する様々な研究成果について。
- (c) 連邦食品医薬品化粧品法第2章第201 条(rr)の規定では、「たばこ製品」には、 その付属品、構成要素、部分等が含まれ るが、今回は、「たばこ製品」と判断す るものから、ニコチンやたばこ成分を含 まない付属品、構成要素、部分等を除き、 それらを「対象たばこ製品」と定義する 予定であることについて。
- (d) 今回の提案では、ニコチンの依存性に 関する警告表示を新たに義務付けるが、 特に電子たばこ等の非燃焼性の製品においては、たばこから抽出したものであってもニコチンを含まないものも出現する 可能性があることを踏まえ、その場合の警告表示の内容及び警告表示の義務化について。
- (e) 連邦たばこ規制法においては、ある製品が、2007年2月15日<sup>(32)</sup>以前に市販されて

<sup>(30)</sup> インターネットネット販売、テレビ広告そのものについては、制限規定なし(シガレット等も同様)。

<sup>(31)</sup> 現在は、シガレットの風味付けのみ、法律上禁止されているが、これは連邦たばこ規制法第907条において特に定められたものであって、「たばこ製品」全体についての規制ではない。

<sup>32</sup> 連邦たばこ規制法が2009年制定であるため、基準時点が2007年となっている。

いた商品と本質的に同等な製品であるこ とを FDA に対して申請し、それが認め られた場合には、連邦食品医薬品化粧品 法第9章及び関連する行政規則における 様々な手続(例えば、FDAによる製品 の市場導入前審査等) が必要な「新製品」 とはみなさないとする規定がある。これ は法律上の規定であるため、行政規則で 変更することはできず、今回「たばこ製 品」と新たに判断する製品においても、 基準時点を2007年とするしかないが、 この規定に関し、当該申請の対応期間を 行政規則の施行日から2年間延長する措 置を検討している。同様に新製品の市場 導入前審査の申請についても、その対応 期間を行政規則の規則の施行日から2年 間延長する措置を検討しており、これら について。

#### (ii) 中小企業

- (a) 今回の提案により、新たに「たばこ製 品」と判断された製品の製造者は、新た なコストを課せられることとなる。公共 の健康を守るという目的を果たしつつ も、できる限り製造者の負担が少なくで きる方法ついて。
- (b) 今回の提案が、新たに「たばこ製品」 と判断された製品の製造者に与えるコス ト上の影響について。

#### (iii) 葉巻

(a) 高級葉巻を「たばこ製品」と判断する べきか否かについて。

- (b) 今回、いわゆるシガレットの包装と類 似の包装がされた葉巻については、包装 と広告に、従来シガレット等に課せられ てきたものと同様の複数の健康被害警告 文をランダムに表示する義務を定める予 定だが、シガレットと類似していない包 装の葉巻に関しては、店頭での警告表示 でそれらを代用することを認めるか否か、 又は葉巻全体に対し、そのような代用を 認めるべきか否かについて。
- (c) 電子たばこと同様、風味付けを認める か否かについて。

#### (4) 利害関係団体の反応

米国がん協会等の公衆衛生に関係する各種の 団体は、公衆の健康上の影響を懸念し、行政規 則の制定をはじめとして、電子たばこを含む「た ばこ製品 | に対する実質的な規制を迅速に進め るよう主張している<sup>33</sup>。しかし一方で、電子た ばこ関連の各種の利害関係団体(製造者や利用 者の団体)は、今回の行政規則案に対し、様々 なパブリックコメントを提出した<sup>34</sup>。以下に、 その概要を紹介する。

#### (i) 製造者の団体

アメリカンヴェーピング協会(American Vaping Association) (35)は、今回の FDA による 行政規則案は、現在、市場で流通する製品を 事実上、禁止するものであること、アメリカ の電子たばこ製造者は中小企業が多く<sup>36</sup>、優 良な製品を製造しているにもかかわらず、今 回の行政規則の制定により、連邦たばこ規制

<sup>33</sup> Tim Devaney, "E-cig rules draw more than 70,000 comments," Hill, Aug. 7, 2014. (http://thehill.com/regulation/214631e-cig-rules-draw-more-than-70000-comments>

<sup>(34)</sup> FDA に対しては、最終的に、7万 2000 人以上からのパブリックコメントが寄せられたとされている。ibid.

<sup>(35)</sup> 独立した中小企業の電子たばこ製造者団体である。ここでは Vaping とは、一般的に燻蒸した水蒸気を吸い込 む行為であり、電子たばこ等を喫煙する行為を指す。

<sup>36)</sup> アメリカ市場における製品の 70% が中小企業のものという説もある。Gregory Conley, "Independent e-cigarette industry is antidote to Big Tobacco," Hill, Aug. 4. 2014. (http://thehill.com/blogs/congress-blog/healthcare/214098independent-e-cigarette-industry-is-antidote-to-big-tobacco>

法上に規定される事前審査、登録等の義務が 新たに課せられることとなると、コスト増と なり市場から締め出される可能性が高いこ と、行政規則案は、大企業にのみ有利な規定 であること等を主張している。

また、たばこ依存者が、電子たばこを利用することにより、健康被害のリスクが高い通常のたばこの利用を減らす効果がある等、電子たばこは、たばことは異なる特質を有しており、従来のたばこと同じ水準の規制をすべきでないと主張している。

一方で、未成年者への電子たばこ販売禁止 や、幼児等による誤飲防止包装の義務化<sup>(37)</sup>に ついては、賛成の意を表明している。

無煙代替品販売協会(Smoke Free Alternatives Trade Association)も、同様に未成年者への電子たばこ販売禁止には賛同するが、電子たばこは、通常のたばことは大きく異なる特質を有しており、同じ規制にはそぐわないこと、このような規制は現在の電子たばこ市場を委縮させるおそれがあること等を主張している。

なお、世界有数のたばこ会社とされるアメリカのフィリップモリス社は、同社の著名ブランド「マルボロ」の電子たばこを、2015年に発売予定であることを、2013年11月に公表した。さらに、このような電子たばこを、

連邦たばこ規制法が定める FDA による審査 及び承認が必要とされる「リスク軽減製品」<sup>(88)</sup> として商品化するための取組みを関連グループ企業等と実施していくことを 2013 年 12 月 に発表しており、FDA による「たばこ製品」に対する規制に積極的に対応していく姿勢を見せている<sup>(39)</sup>。

## (ii) 利用者の団体

無煙代替品推進利用者協会(The Consumer Advocates for Smoke-free Alternatives Association: CASAA)は、電子たばこ利用者の利益という観点から、今回の行政規則案について否定的なパブリックコメントを提出した<sup>(40)</sup>。大要は以下のとおりである。

<同協会の基本姿勢について>

- (a) 今回の行政規則案は、非燃焼性の製品 としての電子たばこの性質を真剣に考慮 した上での内容ではない。電子たばこは、 既存のたばことは全く異なるものであり、 同じ規制を適用するのは不適切である。
- (b) 行政規則案には、利用者にとって電子 たばこが果たす恩恵又は役割等に対する 観点が乏しく、この案が実施される場合 には、利用者の恩恵が失われる。
- (c) 利用者は最も主要な利害関係者だが、 今回の行政規則案の制定過程に利用者の 代表が参加しておらず、問題である。

図が 例えば、連邦議会には、これを内容とする法案 Child Nicotine Poisoning Prevention Act of 2014, S 2581 (113th) 等が提案されている。

<sup>[38]</sup> 連邦たばこ規制法第1章第102条により新設された連邦食品医薬品化粧品法第9章第911条で規定。

<sup>39)</sup> Siddharth Cavale and Devika Krishna Kumar, "Marlboro maker Philip Morris to enter e-cigarette business," Reuters, Nov. 20, 2013. 〈http://www.reuters.com/article/2013/11/20/us-philipmorris-outlook-idUSBRE9AJ0YH20131120〉; "Press Release: Philip Morris International Inc. and Altria Group Inc. Establish Strategic Framework to Commercialize Reduced-Risk Products and E-Cigarettes," Dec. 20, 2013. 〈http://investors.pmi.com/phoenix.zhtml?c=146476&p=irolnewsArticle&ID=1886413&highlight=〉なお、フィリップモリス社のリスク軽減製品(連邦食品化粧品医薬品法第9章第911条)に関する立場は、「リスクを低減する製品に関する規制」〈http://www.pmi.com/ja\_jp/tobacco\_regu lation/regulating\_tobacco\_products/pages/regulation\_of\_reduced\_risk\_products.aspx〉を参照。

<sup>&</sup>quot;CASAA Submits Comment to FDA on Behalf of Consumers Regarding FDA Proposed Deeming Regulation," August 8, 2014. (http://blog.casaa.org/2014/08/casaa-submits-comment-to-fda-on-behalf.html); "Re: CASAA comments on proposed deeming of e-cigarettes (Docket No. FDA-2014-N-0189,RIN 0910-AG38)," August 7, 2014. (http://casaa.org/uploads/CASAA-FDA-Comment-8-7-14.pdf)

(d) 連邦たばこ規制法等の法律上の規定が 制約となり、電子たばこの規制について 適切な行政規則が制定できないのであれ ば、FDA は法改正も視野に入れるべき であり、利用者側としても、連邦議会へ のロビー活動を進める。

<行政規則の制定により新たに課せられる 手続等について>

- (a) 2007年2月15日以前に市販されてい た商品と本質的に同等な製品であること を FDA に申請し、そうであると認めら れた場合は、連邦食品医薬品化粧品法第 9章及び関連する行政規則における様々 な手続が義務付けられる新製品とはみな さないという規定について、電子たばこ に関しては、現在流通している製品(約 10万種)の99%は、これに該当しない。 そのため対応期間の2年間の延長措置は、 無意味である。また、新製品の事前審査 申請の規定について、その対応期間を施 行日から2年間延長する措置について も、その後に大量の申請が FDA に行わ れるならば、複雑な製品である電子たば この審査や承認には長い時間が必要とな り、処理に滞貨が生じる可能性が高いた め、これも無意味な提案である。
- (b) 連邦たばこ規制法及び関連する行政規則により適用される厳しい規制に対応できるのは大企業のみとなり、現在、電子たばこ市場に高品質な製品を提供している中小企業は、規制によるコスト負担に耐えられない可能性が高い。また、規制によるコスト増分は製品価格に上乗せされる。いずれも利用者の利益とならない。
- (c) 電子たばこ利用者が最も重要視するのは、製品の安全かつ適正な品質維持・管

理であるが、これに効果があると考えられる不適切な製品を製造する者に対する処分、不衛生・不適切な工場や製造工程についての規制等は、今回の行政規則案には何も定められていない。また、連邦たばこ規制法で定められる「たばこ製品」中の有害化学成分(Harmful and Potentially Harmful Constituents: HPHCs)の報告・開示義務等は、手間とコストに比して製品の安全かつ適正な品質維持・管理に対する効果が疑問である。

#### <その他>

- (a) 風味付けの禁止については、製品の選択肢が大幅に減少し、利用者の利益を損なう。
- (b) 電子たばこの健康への影響に関しては、 FDA は偏った観点からの研究成果のみ を参照して公平性を欠いており、特に電 子たばこが含有する毒性物質は燃焼性の たばこ製品に比し、著しく低いことを過 小評価している。
- (c) 葉巻に関してのみ「高級」等の区分を 設け、特例的な取扱いをすることは不公 平である。
- (d) 電子たばこの未成年者の購入禁止及び 製品の成分表示を義務付ける規制につい ては、賛同する。

#### おわりに

2009年の連邦たばこ規制法の制定後、FDAにとって、この「たばこ製品と判断するもの」に関する行政規則の規定は、たばこ規制のなかでも最も優先順位が高いものであったが、規則案の告知は、これまで幾度も延長されてきた<sup>(41)</sup>。今回ようやく、行政規則案が告知されることと

<sup>(41) &</sup>quot;A Deeming Regulation: What is Possible under the Law," Tobacco Control Legal Consortium, p.3. \( \http://publi \) chealthlawcenter.org/sites/default/files/resources/tclc-fs-deeming-reg-what-is-possible-2014.pdf \( \rangle \)

なったが、この後、最終規定(final rule)の発 令に至るまでは、次のようなことが予想されて いる<sup>(42)</sup>。

2014年8月8日に締め切られたパブリックコメントは、その後FDAに精査されているが、これには、法律上、期限が設けられていない。コメントを求めた論点も非常に多かったことから、作業は数年にわたる可能性もあるとみられている。その後、FDAが最終規定の案を作成し、大統領府の行政管理予算局(Office of Management and Budget: OMB)の内部組織であり行政規則等の規制審査機関である情報・規制問題室

(Office of Information and Regulatory Affairs: OIRA) の審査を受けることになるが、これについても審査に期限はない。このような審査を終え、連邦官報へ掲載されると、行政規則が正式に発令されたこととなるが、前述のように、いくつかの規定については、施行日の後、対応期間が延長される可能性がある。また、行政規則の内容によっては、電子たばこや葉巻の業界団体等の利害関係者が連邦裁判所への提訴に踏み切ることも考えられるため、実際に行政規則がいつ発令・施行されるかは、未知数である<sup>(43)</sup>。

(いび みえこ)

<sup>(42)</sup> *ibid.*, p.4.

<sup>(43)</sup> *ibid*.

## 表 1 アメリカにおける連邦のたばこ規制の流れ

_	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1966 年	1966 年連邦シガレット	シガレットの広告、表示、包装等についての規制。
	表示及び広告法制定	所管は、連邦取引委員会。
1984年	1984年包括的喫煙教育	たばこによる健康被害に関する複数の警告表示を、製品の包装にランダム
	法制定	に掲載することを製造者に義務付け。
1986 年	1986年包括的無煙たば	無煙たばこにつき、テレビ及びラジオコマーシャルの禁止、包装、広告等
	こ健康教育法制定	における健康被害に関する警告表示を製造者に義務付け。
1995 年	クリントン大統領によ	たばこのニコチンは、連邦食品医療品化粧品法第5章に規定する「薬品」
	るたばこに関する声明	であり、それゆえ FDA は、たばこを規制する権限を有していることを確認。
	FDA によるたばこ規制	「旧立ひが主小た旧港のとはこだ」。「Dが何属と」だっの旧志ひがと気と
1996年	に関する行政規則の制	「児童及び青少年保護のためシガレット及び無煙たばこの販売及び流通を
	定	規制する行政規則」。18 歳未満の者へのシガレット等の販売を禁止する内容。
	1007 左左联州即25 牡土	1996 年制定の FDA によるたばこ規制に関する行政規則を違憲と判断。連
2000年	1996 年行政規則に対する連邦最高裁違憲判決	邦食品医薬品化粧品法の規定からは、FDA がたばこを規制する権限を有す
	る理が取局效理悪刊伏	るとは判断できないため。
2003 年	WHO たばこ規制枠組	アメリカは未批准。
2003 平	条約の制定	<b>ケクタルは不知性</b> 。
	FDA による電子たばこ	電子たばこは医療機器であり、連邦食品医薬品化粧品法第5章に基づき、
2008年	輸入差止めを輸入業者	FDA が規制権限を有するとして、特定の電子たばこ製品の輸入を未承認医
	が連邦地裁に提訴	療機器として差し止めたことに対するもの。
2009 年	家族喫煙防止及びたば	「たばこ製品」の規制権限を FDA に付与。また、同法第 1 章第 102 条で、
2009 4	こ規制法制定	1996 年の FDA によるたばこ規制に関する行政規則を再制定。
2010 Æ	電子たばこ輸入差止め	電子たばこは「医療機器」ではなく、「たばこに類似する製品」であると判断。
2010年	に関する連邦高裁判決	FDA の敗訴(上告せず)。
2014年	シガレット等以外の製	シガレットや無煙たばこ以外につき、連邦食品医薬品化粧品法第2章第
	品を「たばこ製品」と	201条 (rr) の「たばこ製品」に該当すると判断する行政規則案の告知及び
	判断する行政規則案の	パブリックコメントの募集。この行政規則が最終的に発令されると、電子
	告知及びパブリックコ	たばこについても連邦たばこ規制法及び関連の行政規則に基づき、FDA が
	メントの募集	規制可能となる。
/ 川山田 〉 公公 =	to the D	

(出典) 筆者作成。

## 表 2 連邦たばこ規制法上、FDA に規制権限が付与されている「たばこ製品」の種類

「たばこ製品」	人間が摂取することを意図してたばこから作成され、又はたばこから抽出された(made
連邦食品医薬品化粧	or derived from tobacco)全ての製品をいい、「たばこ製品」の構成要素、部分又は付属品
品法第2章第201条	を含む。連邦食品医薬品化粧品法第5章における医薬品、医療機器又は複合製品は、「た
(rr)	ばこ製品」ではない。
「シガレット」	「たばこ製品」であり、紙巻きたばこ又はこれに形状が類似するもの(巻くものが紙で
同法第9章第900条	あるか否かを問わず、それがたばこ成分を含んでいるか否かも問わない)及び手巻きた
(3)	ばこの材料となるもの全て。
「シガレットたばこ」	たばこの原料であるたばこ葉によりたばことして消費されることを目的として作成され
同 (4)	るもの全て。
「リトルシガー」	「たばこ製品」であって、たばこ葉で巻いたものか、たばこ成分を含んだもので巻いた
同 (11)	もので千本の重さが3ポンド以下のもの。
「手巻きたばこ」	よびこれがフォルの材料 b.1 マ主されていてもさゆて取録の「わびこ制日」
闰 (15)	たばこを作るための材料として売られているあらゆる形態の「たばこ製品」。
「無煙たばこ」	刻んだり、粉砕されたりしたたばこ葉からなる「たばこ製品」で、口腔や鼻腔から摂取
闰 (18)	するもの。
	and the part of the first of the part of t

(出典) 家族喫煙防止及びたばこ規制法 (P.L.111-31. Div. A) を基に筆者作成。

## 表 3 家族喫煙防止及びたばこ規制法 (P.L.111-31. Div.A)

	( )()(1)(1)(1)		(P.L.111-31. DIV.A)
第A部		第1条~第6条	・略称、制定目的等を規定。
家族喫煙	第Ⅰ章	第 101 条	・ 連邦食品医薬品化粧品法第2章「定義」に、「たばこ製品」の定義
防止及び	連邦食品	連邦食品医薬品化	を追加。
たばこ規	医薬品局	粧品法の改正	・ 連邦食品医薬品化粧品法に第9章「たばこ製品」を新設し、FDA の
制法(連	(FDA) の		「たばこ製品」の規制に関する権限を規定(詳細は表4を参照。)。
邦タバコ	権限	第 102 条	シガレット等に関する規制についての行政規則の発令(1996年の行政
規制法)		最終規定	規則の再制定)。
			<行政規則で定めた事項>
			・ 18 歳未満の者に対する販売禁止。
			・購入の際、身分証明書の提示の義務化。
			・ 18 歳未満の者への広告及びマーケティングの禁止。
			・ 対面販売のみとし、自動販売機による販売、セルフサービスによる
			販売は、成人のみが立入り可能な施設に限定。
			・ 20 本(個)未満でのばら売りの禁止。
			・ 包装及び広告につき、色やデザイン等を制限。
			・ 製造者によるスポーツイベントのスポンサー並びに製品のブランド
			名を使ったイベントの禁止。
			・ シガレットの試供品無償配布及びブランド名入りの販促グッズ配布
			の禁止。
		第 103 条	関連法律における文言等の調整。
		一般規定への適合	PARTITION OF THE ACTION OF THE
		その他の改正	
		第 104 条	  「たばこ製品」の購入についての年齢制限が公衆の健康に与える影響
			に関する研究を行う専門家委員会の設置。
		を認める最低年齢	(CA)
		の引上げに関する	
		研究	
		第 105 条	   FDA により制定された各種規則(「たばこ製品」の広告や販促の規制等)
			に関する実行計画の策定。
		制限のための法執	(T-)N() (SCH) HI (SCH)CO
		行活動計画	
		第 106 条	・ FDA のたばこ規制に関する報告の連邦保健福祉長官による連邦議会
		進展と有効性に関	
		する研究	・FDAのたばこ規制の有効性に関する報告の会計検査院長による連邦
		7 O 101 7 L	議会への提出義務。
	第Ⅱ章	第 201 条	1966 年連邦シガレット表示及び広告法の改正。シガレット及び無煙た
			ばこの包装及び広告において義務付けられる健康被害に関する警告表
	品警告;	· ·	示についての条件を厳格化。
	成分及び	· ·	ALCO - CONTINUE MAIL 180
			  連邦たばこ規制法に基づく行政規則その他に基づく、1966 年連邦シガ
		21. = 4 = 214	レット包装及び広告法に定めるシガレットの包装における警告文言以
			外の警告文言を追加又は変更する連邦保健福祉長官の権限。
		限	/FV音目人目已是加入16交叉, 0 是/F/M 使曲曲以目V/曲00
		第 203 条	州が定めた喫煙場所等に関する規定は、連邦たばこ規制法の施行後も
		シガレットの広告	
		及び販売促進につ	11.7900
		いての州の規定	
			毎価なげる制具の表示及び広生にもは2 繁生にへいて、 並みち立言
		第 204 条 無価なばこ制旦の	無煙たばこ製品の表示及び広告における警告について、新たな文言、
		無煙たばこ製品の	盲八寸で <b></b>
		表示及び広告の警	
		告表示	

	第 205 条	無煙たばこ製品の警告表示について、この法律で規定した警告表示の
	無煙たばこ製品の	書式等は、行政規則により変更可能。
	警告表示文言の変	
	更権限	
	第 206 条	1966 年連邦シガレット表示及び広告法の改正。シガレット等の製造者
	タール、ニコチン	に対し、行政規則により広告、表示又は包装におけるタール及びニコ
	及び他の煙中の成	チンの含有量並びに煙中の成分の開示に関し、連邦保健福祉長官に行
	分の公衆への開示	政規則の制定権限を授与。
第Ⅲ章	第 301 条	・ 合衆国内のみで流通する「たばこ製品」の表示、包装等に記載すべ
たばこ	製表示、記録保持、	き文言。
品の違	法 記録の監査	・「たばこ製品」の製造から流通までの間における不正な取引を監視
取引の	防	するための査察等に関する行政規則の制定。
止	第 302 条	輸出入を含む「たばこ製品」の不正又は違法な取引等に関するデータ
	調査及び報告	の会計検査院長による収集及び連邦議会への報告義務。

(出典) 筆者作成。

## 表 4 連邦食品医薬品化粧品法

(Federal Food, Drug, and Cosmetic Act, 1938 ch.675, 21 U.S.C. 301 et.seq.)

第1章 簡略表題	法律の名称。
第 2 章 定義	食品、医薬品、医療機器、化粧品、表示、広告、食品添加物、抗生物質、たばこ等の用語の定義。
第3章 禁止行為及び罰則	<ul><li>・表示義務違反、不正表示、査察拒否等の禁止行為の不順守や違反に対する罰則(刑事)、差押、資格停止等。</li><li>・禁止行為の不順守や違反に対する民事罰。</li><li>・医薬品申請の取消。</li></ul>
第4章 食品	・ 食品添加物、残留農薬、バター、サプリメント等を規制する規定。 ・ 食品の虚偽や不正表示に関する規定。 ・ 他の食品の定義や基準についての詳細に関する行政規則。
第5章 医薬品及び医療機 器	<ul><li>・ 医薬品や医療機器の品質保持。</li><li>・ 医薬品や医療機器の不正表示、広告、新薬等の承認手続。</li><li>・ 動物用の医薬品に関する承認申請等。</li></ul>
第6章 化粧品	・ 化粧品の品質保持、不正表示等。
第7章 一般的な権限	・行政規則の制定に関する権限や手続等。
第8章輸出入	食品、医薬品及び化粧品の輸出入について条件、審査並びに輸入拒否の物品の処理の手続等。
第9章 たばこ製品 (2009 年連邦たば こ規制法により新 設)	・ 喫煙予防や禁煙等の公衆の健康増進を目的とするたばこ製品センターの設立。 ・ FDA に対し情報提供及び助言を行うたばこ製品科学諮問委員会の設立。 ・ たばこ製造者及び輸入業者に課せられる義務等(たばこの健康上の影響等に関する研究、たばこ製品及び煙が含有する有害化学物質(Harmful and Potentially Harmful Constituents: HPHCs)の情報公開、たばこ製造者及び輸入業者並びにたばこ製品の FDA への登録の義務化、FDA による査察の義務化、新製品の事前審査及び許可の取得の義務化(ただし、2007 年 2 月 15 日以前に市販されていた商品と本質的の同等な製品であることを FDA に申請し、そうであると認められた場合、新製品とはみなされない。))。 ・ たばこ製品のタール、ニコチンの含有率等に関する FDA 策定の基準。 ・ 販売に際して FDA による許可の取得が義務付けられる「リスク軽減製品」(たばこによる健康被害リスクを軽減する製品)に関する許可申請の手続。「リスク軽減製品」でない製品の包装等における、「マイルド」、「ライト」、「ロー」の用語の使用禁止。
第 10 章 雑則	・ FDA の任務、義務。 ・ FDA 局長の任務、義務、権限等。

(出典) 筆者作成。

## 表 5 行政規則案の概要 (網掛け部分については、今回の行政規則案では言及なし。)

表 5 行政規則案の概	要(網掛け部分については、今回の行政規則案では言及なし。)
連邦行政規則集	
第21編 連邦保健福祉 第 K 節 たばこ製品 *	
第1100部	
	となるたばこ製品(新設)
第 1100.1 条	・ これまで対象であったシガレット等に加え、連邦食品医薬品化粧品法第 2 章第 201
範囲	条 (rr) の定義に当てはまる全ての「たばこ製品」を FDA が規制 (案 1)。 ・ (案 1) から高級葉巻を除外 (案 2)。
第 1100.2 条 要件	前条(案1)又は(案2)で定義する製品に、連邦食品医薬品化粧品法第9章及び関連の行政規則が適用されること。
	・「たばこ製品」とは、連邦食品医薬品化粧品法第2章第201条(rr)で定める「たばこ製品」と同じ(案1)。 ・(案1)に加え、「葉巻」及び「対象葉巻」を、次のとおり定義(案2)。 「葉巻」とは、たばこ葉やたばこ成分を含むものでたばこを巻いた、シガレットで
第 1100.3 条	はないもの。
定義	「対象葉巻」とは、次の要件に当てはまる葉巻を除いた全ての葉巻。上巻き葉が1 枚のたばこ葉であり、中巻葉が100% たばこであり、填充葉が、主として裁断しない長いたばこである製品であって、上巻き葉、中巻葉、填充葉の全てが手作業で巻
	かれており、フィルター及び吸い口を有さず、吸う前に吸い口を作る必要があるものをいい、かつ、小売価格が1本当たり10ドルを下回らず、たばこ以外の風味を着香しておらず、千本当たり6ポンド以上の重量があるもの。
第 1107 部 登録の届出、製品	
第 1140 部	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	ばこ及び対象たばこ製品(改正部分)
第1140.1 条 範囲 (この部における もの。)	連邦食品医薬品化粧品法に基づく、シガレット、無煙たばこ及び対象たばこ製品の販売、流通及び使用。この部の規定に違反する製品は、同法上の不正商標表示製品となること。
第 1140.2 条 目的 (この部における もの。)	青少年のシガレット、無煙たばこ及び対象たばこ製品の使用の減少のため、これらの製品の販売、流通及び利用につき制限。
	「葉巻」とは、たばこ葉やたばこ成分を含むものでたばこを巻いたものであって、シ ガレットではないもの。
第 1140.3 条 定義(この部における	「シガレット」とは、たばこ製品であって、連邦シガレット表示及び広告法第3条(1)で定める「シガレット」の定義を満たし、いかなる形態であれ外観、フィラーに用いられるたばこの種類又は包装及び表示を理由として、シガレット又は手巻きたばことして、消費者に対し提供されうる又は消費者により購入されうる機能を有する製品であるたばこ。
もの。)	「シガレットたばこ」とは、たばこの原料であるたばこ葉によりたばことして消費されることを目的として作成されるもの全て(連邦食品医薬品化粧品法第900条(4)と同じ)。
	「対象たばこ製品」とは、この章の第 1100.2 条の規定で対象とされるものから、たばこ又はニコチンを含まない部分及び構成要素を除外したもの。 「たばこ製品」とは連邦食品医薬品化粧品法第 9 章第 201 条 (rr) で定める「たばこ製品」。
第 1140.10 条 製造者、流通業者及び 小売店の一般的責任	全てのたばこ製造業者、流通業者、輸入業者及び小売店に課せられる責任。
第 1140.14 条 小売店の追加的責任	・ シガレット又は無煙たばこの 18 歳未満の者への販売禁止、ばら売り禁止、身分証明の確認及び対面販売の小売店への義務付け。 ・ 他の対象たばこ製品の 18 歳未満の者への販売禁止、身分証明の確認及び対面販売
介:70/11 YZ 起加时县 IL	の小売店への義務付け。

第 1141 部				
ジガレットの包装及び広告における警告表示 第 1143 部				
警告表示義務(新設)				
第1143.1条 定義 (この部における もの。)	<ul> <li>第1140.3 条と同一の「対象たばこ製品」の定義(案1)。</li> <li>(案1)に加え、第1140.3 条と同一の「葉巻」、「対象葉巻」の定義(案2)。</li> <li>この他、両案とも「包装」、「義務付けられる警告表示」を定義。</li> </ul>			
第 1143.3 条 ニコチン依存に関する 警告表示義務	ニコチンの依存性の警告に関する文言やフォントについての規定。			
第 1143.5 条 葉巻に関する警告表示 義務	<ul> <li>・ 国内で流通する「葉巻」の包装及び広告において表示すべきものとしての 5 種類の警告文(案 1)。</li> <li>・ (案 1)で規定する義務を、「対象葉巻」に限定(高級葉巻については義務を免除。)(案 2)。</li> </ul>			
第 1143.7 条 警告表示の言語	警告表示に英語を使用すること(ただし、非英語の出版物上の広告の場合は、例外を認める。)。			
第 1143.9 条 警告表示の不除去	警告表示を消えないよう明確に表示することを義務付け。			
第 1143.11 条 外国での流通	外国で流通する製品につき、この行政規則の適用を除外。			
第 1143.13 条 施行日 (この部におけ るもの。)	施行は、行政規則発令から2年後。			

<sup>\*</sup> 現行では、第 21 編第 K 節「たばこ製品」は、第 1107 部、第 1140 部、第 1141 部からなっており、第 1100 部~ 第 1106 部、第 1108 部~第 1139 部等は存在しない。

<sup>(</sup>出典) "Deeming Tobacco Products To Be Subject to the Federal Food, Drug, and Cosmetic Act, as Amended by Family Smoking Prevention and Tobacco Control Act; Regulations on the Sale and Distribution of Tobacco Products and Required warning Statements for Tobacco Products," *Federal Register*, vol.79 no.89, 2014.4.25, pp.2302-23207 等を基に著者作成。